

「札幌市菊水分庁舎で使用する電力」に関する質問及び回答

番号	質問内容	回答内容
1	契約単価積算内訳書の端数処理について、基本料金、電力量料金で「銭単位まで記載可」となっておりますが、銭未満切り捨てと考えてよろしいでしょうか。	問題ありません。
2	契約期間中に建替や、増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更・廃止といった電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	電力契約に影響する対象工事の予定はありません。
3	各月の請求における燃料費調整額は、その請求月に適用されている管轄の一般送配電事業者の約款に定める算定と同額となりますが、よろしいでしょうか。	問題ありません。
4	「自家発補給電力」の契約がある場合、以下の内容を教えてください。 ・契約電力 (kW) を教えてください。 ・使用月、未使用月とその使用電力量 (kWh)	「自家発補給電力」の契約はありません。
5	一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。	経済事情の変化等により契約単価が不相当となったときは、双方協議のうえ、契約書第12条に基づき、契約金額の改定は可能です。
6	請求書はWEBからダウンロードにてご対応いただけますか。	請求書には、代表社印の朱肉印を押印いただくため、原則は郵送での送付となります。ただし、印刷された請求書を使用するための承認手続きが完了している場合には、WEBからのダウンロードによる請求書の送付も可能ですので、落札後にご相談ください。承認手続きの詳細については、札幌市会計室会計管理課 (011-211-2142) までお問い合わせください。
7	検針結果は請求書の内訳をもって検針票に変えさせていただきます。その旨ご了承いただけますか。	可能です。その場合は発注者の検査合格後の日付から請求書として扱うこととなりますので、請求日が検査合格日となります。
8	(権利義務の譲渡) 条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。 『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令 (昭和25年政令第350号) 第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』	契約書の内容については変更又は追加できません。ただし、契約書に定めのない事項等については契約書第21条に基づき、協議の上定めることは可能です。